



補助金ガイドブック

[令和2年度版]

庄 原 市
(総務部財政課)

1. はじめに

庄原市では、市民の皆さんが「生活の場」、「地域活動の場」など多様な場面でご活用いただける補助金を設けています。

このガイドブックは、令和2年度の予算に計上している補助金の中から、市民の皆さんにご活用いただけるものを抜粋しており、表中の「補助の目的、対象事業など」「補助金額など」にそれぞれの概要を記載しています。採択要件等は各補助金で異なりますので、詳細については各担当部署へお問い合わせください。

2. 第2期持続可能な財政運営プランにおける取組みについて

現在の財政計画では、人口減少に伴う税込、普通交付税の大幅な減額などにより、今後の歳入総額は減少する見込みです。そのため、歳入の状況に見合う歳出となるよう、財政の健全化対策を実施することが必要不可欠であり、安定的な行政サービスの提供、多岐にわたる行政課題などに対応するため、平成29年11月に「第2期持続可能な財政運営プラン」を策定し、計画的に取組みを実施しています。

このガイドブックに掲載している補助金についても、「第2期持続可能な財政運営プラン」に基づく取組みとして補助金制度の見直しを行っており、昨年度と比べ補助率や補助単価などが変更となっている場合があります。

また、補助金申請額が当初予算額に達した時点で受付を終了する補助金もありますので、補助金の活用を希望される場合は、お早めに担当部署へお問い合わせください。

3. 平成30年7月豪雨災害に関する補助金について

平成30年7月豪雨で被災した施設などを対象とした災害復旧事業に関連した補助金を掲載しています。冊子の29ページをご覧ください。

4. 分野別（令和2年4月1日現在）

(1) まちづくりに関するもの	1 頁
(2) 農業振興に関するもの	2 頁
(3) 林業振興に関するもの	9 頁
(4) 道路（市道・農道・林道）・農林施設（農地、ため池など）等に関するもの	11 頁
(5) まちなか活性化、商工振興に関するもの	13 頁
(6) 住まい・環境・衛生に関するもの	17 頁
(7) 新たな定住促進に関するもの	21 頁
(8) 暮らしの安心・安全に関するもの	22 頁
(9) 保健・福祉・医療に関するもの	24 頁
(10) 教育に関するもの	28 頁
(11) <u>平成30年7月豪雨災害に関するもの</u>	29 頁

(1) まちづくりに関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
1. 集会施設借上助成金	<p>【概要】 集会所などの集会施設が設置されていないため、民家などを賃貸借契約により常時借り上げている地域に対して借上料の一部を助成</p>	<p>1年間の借上料によって補助額が異なりますので、お問い合わせください。</p>	<p>企画振興部 自治定住課 (電話) 0824-73-1209 または 各支所担当室</p>
2. コミュニティ推進補助金	<p>【概要】 (財)自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の助成が決定された事業を対象とし、自治振興区等のコミュニティ組織が地域づくりのため実施する事業に助成</p>	<p>①一般コミュニティ助成事業 100万円以上250万円以内 ②地域防災組織育成助成事業 詳しくはお問い合わせください。 ③コミュニティセンター助成事業 対象経費の3/5以内 【助成上限額】 1,500万円 ④青少年健全育成助成事業 30万円以上100万円以内</p>	
3. 集会施設整備補助金	<p>【概要】 地域自治活動の推進を図るため、集会所などの集会施設の新築・購入、増改築および修繕を行なう地域に補助</p>	<p>①新築・購入 事業費の1/2以内 【補助金上限額】 補助対象事業費は1㎡当たり10万円を上限 ②増改築・修繕 事業費の1/2以内 【補助金上限額】 補助対象事業費は20万円以上のものとし、100万円を上限とします。</p>	
4. まちづくり応援補助金	<p>【概要】 まちづくり活動に対する機運の醸成、啓発を図るため、まちづくり活動を行う市民団体に補助 ※庄原市市民活動団体登録制度に登録する団体</p>	<p>①市民活動団体 補助率4/5 【補助金上限額】100万円 ②学生を中心に構成する団体 補助率10/10 【補助金上限額】30万円</p>	
5. ふるさと応援寄附金市民団体等事業支援補助金	<p>【概要】 ふるさと応援寄附金を財源とし、市民団体等が取り組む公益的な事業を支援することにより、本市のまちづくりの推進を図る。 【対象団体】 ①自治振興区、自治会、その他一定の地域に生活する者が参加する良好な地域社会の維持及び発展を目的とした団体又は組織 ②市内において公共的活動その他の活動を営む団体又は組織</p>	<p>【対象事業】 市内で実施される次のいずれかに該当する事業 ①自治、協働及び定住に関する事業 ②産業及び交流に関する事業 ③環境、基盤、交通及び情報に関する事業 ④保健、福祉、医療及び介護に関する事業 ⑤教育及び文化に関する事業 【補助金上限額】 寄附金額の95%</p>	

(2) 農業振興に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>6. ブランド米推進事業補助金</p>	<p>【概要】 低農薬、低化学肥料等安全安心な米づくりを基本に、市内で生産したこだわり米を高価格で販売するための知名度向上及び販売促進に必要な経費(広告宣伝、商標登録等に要する経費)を補助</p> <p>【対象者】 こだわり米の生産を行う法人又は生産団体等</p>	<p>対象経費の4/5以内 【補助金上限額】 120万円</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1131 または 各支所担当室</p>
<p>7. 農地利用集積促進事業奨励金</p>	<p>【概要】 農業経営基盤強化促進法の認定を受けた農業者等が賃借権の設定により農地の利用集積を行った場合に集積面積に応じて交付</p> <p>【対象者】 ① 農業委員会を通じて6年以上の賃借権の設定を受けた者 ② 庄原市に住所を有する者 ③ 賃借権設定後の経営耕地面積が、5ha以上の者</p> <p>【対象要件等】 経営耕地面積が5haを超える部分が交付対象面積となる。</p>	<p>賃借権設定期間6年以上10年未満 田 3,500円以内/10a 畑 1,400円以内/10a 賃借権設定期間10年以上 田 7,000円以内/10a 畑 2,800円以内/10a 更新は上記単価の1/2</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1131 または 各支所担当室</p>
<p>8. 中山間地域等直接支払交付金</p>	<p>【概要】 耕作放棄地の発生の防止と農地の適正な維持管理を促進し、農地の持つ多面的機能の維持発揮を図り、併せて地域農業集団及び集落共同活動を育成するため、集落若しくは認定農業者に対し、交付金を交付</p> <p>【対象者】 集落協定または、個別協定を締結し、5年間以上継続して行う農業者等(第三セクター、生産組織等を含む)が行う農業生産活動等を対象とする。</p>	<p>交付単価の上限額 田：急傾斜 21,000円/10a 緩傾斜 8,000円/10a 畑：急傾斜 11,500円/10a 緩傾斜 3,500円/10a</p> <p>その他、協定に沿った取り組み内容により交付</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1131 または 各支所担当室</p>

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
9. 環境保全型農業 直接支払事業補助 金	<p>【概要】 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取組む場合、取組面積に応じた補助金を交付</p> <p>【対象者】 国際水準GAPに取り組む農業者団体</p> <p>【対象要件等】 支援の対象となる取組 ①5割低減+カバークロープ ②5割低減+炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用 ③有機農業</p>	<p>交付単価の上限額 ①6,000 円/10a ②4,400 円/10a ③12,000 円/10a(そば等雑穀・飼料作物は 3,000 円/10a)</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1131 または 各支所担当室</p>
10. 農業法人育成補 助金	<p>【概要】 農業法人が生産又は加工に必要な機械施設の整備に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 農業法人</p> <p>【対象要件等】 農業経営改善計画に基づく機械施設の導入経費</p>	<p>対象経費の 1/4 以内 【対象経費上限額】 850 万円 【対象経費下限額】 50 万円</p>	
11. がんばる農業支 援事業補助金	<p>【概要】 農業者の「農業所得の向上」を実現するための機械施設等の整備に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 認定農業者及び農地又は耕作権を所有し、市内で農畜産物生産を行う農業者</p>	<p>申請者が認定農業者であり改善計画に基づくもの：対象経費の 2/5 以内 年間補助金上限額 40 万円 改善計画に基づかないもの：対象経費の 1/4 以内、年間補助金上限額 40 万円 申請者が認定農業者以外の者：対象経費の 1/4 以内 年間補助金上限額 22 万 5 千円</p>	
12. 新規就農者育成 事業奨励金（経 営開始型）	<p>【概要】 新たに市内で、独立・自営就農及び、親元就農した者に奨励金を交付</p> <p>【対象者】 認定新規就農者 (原則 45 歳未満の個人)</p> <p>【対象要件等】 ①独立・自営就農、親元就農 3 年以内 ②国の同種の助成等を受けていないこと。 ③青年等就農計画の認定を受けた方。 ④市が行う営農研修等に参加すること。</p>	<p>6 万円/月 就農 3 年以内</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1131 または 各支所担当室</p>

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
13. 農業次世代人材投資事業 (経営開始型)	<p>【概要】 市内で新たに農業経営を開始された方で、市の人・農地プラン(地域農業マスタープラン)に位置付けられている、又は位置付けられることが確実と見込まれる独立・自営就農者について、資金を交付</p> <p>【対象者】 認定新規就農者</p> <p>【対象要件等】 ①独立・自営就農5年以内 ②原則45歳未満</p>	150万円/年 (所得による変動あり)	企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1131 または 各支所担当室
14. 就農施設等整備事業補助金	<p>【概要】 農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な経費を補助</p> <p>【対象者】 認定新規就農者</p> <p>【対象要件等】 補助対象期間は就農後3年以内</p>	対象経費の2/5以内 ただし、経営継承は1/4以内 【対象経費の上限額】 800万円	
15. 多面的機能支払交付金	<p>【概要】 地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮に資する農地、農業用施設等の保全、農村環境の向上及び、農業用施設の長寿命化を図る。</p> <p>【対象者】 農業者又は農業者及びその他の者で構成する活動組織</p>	交付単価の上限額 ①農地維持支払 田：3,000円/10a 畑：2,000円/10a 草地：250円/10a ②資源向上支払 (地域資源の質的向上を図る共同活動) 田：2,400円/10a 畑：1,440円/10a 草地：240円/10a ③資源向上支払 (施設の長寿命化のための活動) 田：4,400円/10a 畑：2,000円/10a 草地：400円/10a	企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1131 または 各支所担当室
16. アカバネ病予防対策事業補助金	<p>【概要】 牛異常産の予防を目的に実施するワクチン接種に要する経費</p> <p>【対象者】 繁殖用和牛又は乳用牛を飼養する農業者等</p>	対象経費の1/3以内 【対象経費上限額】 牛異常産三種混合ワクチン接種単価とし、年間1頭当たり1回を限度	企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
17. 水田放牧等促進事業補助金	<p>【概要】 市内の転作田等へ和牛等を放牧するために必要な牧柵の購入に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 畜産農家</p> <p>【対象要件等】 ①放牧する面積を原則1区画50a以上とし、谷間など範囲が限定される場所においては、概ね30aとすること。 ②複数個所の電気牧柵設置を行う場合は、それぞれの放牧箇所が上記の条件を満たすこと。</p>	<p>対象経費の1/4以内 【補助金上限額】 6万円</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室</p>
18. 畜産環境施設等整備事業補助金	<p>【概要】 堆肥を生産する施設の設置及び改修並びに堆肥の運搬・散布に利用する機械の購入及び修繕に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 畜産農家、法人、営農集団等</p> <p>【対象要件等】 牛10頭又は豚100頭以上を飼養する農業者又はその農業者を含む団体とし、堆肥生産販売届出者又は届出予定者であること。 ただし、生産された堆肥が複数の農業者等に利用されるものに限る。</p>	<p>対象経費の1/3以内 【対象経費上限額】 800万円 【対象経費下限額】 50万円</p>	
19. 和牛ヘルパー利用促進事業補助金	<p>【概要】 和牛ヘルパー事業等の利用に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 飼養農家</p>	<p>対象経費の1/3以内</p>	
20. あづま蔓・比婆牛素牛造成人工授精・受精卵移植助成金事業	<p>【概要】 和牛群の改良を促進するため、繁殖用雌牛に広島県種雄牛の精子を人工授精又は広島県種雄牛の精子を交配した受精卵を移植した場合に、人工授精・移植に要する経費を助成</p> <p>【対象者】 市内農家等</p> <p>【対象要件】 ①人工授精は広島県種雄牛の精液を活用すること。 ②受精卵は広島県種雄牛の精液を用いたもので、その産子が子牛登記することが可能であること。</p>	<p>1頭につき 1万円以内 (ただし、同一牛は、年2回以内)</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
21. 繁殖用和牛造成 推進事業補助金 あづま蔓導入・ 自家保留助成金	<p>【概要】 基礎牛群の造成を目的とする繁殖用和牛の導入又は保留に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 和牛飼養農家 和牛飼育農業法人</p> <p>【対象要件等】 3年間の飼養義務 同一の対象牛に対する補助は1回限りとする。</p>	<p>基本額 5万円/頭 導入加算 2万円以内/頭 増頭加算 5万円以内/頭 法人加算 10万円以内/頭 あづま蔓 5万円以内/頭を加算</p> <p>【補助金上限額】 法人加算は6頭以上を飼養する場合かつ増頭する場合に限り、通算補助対象頭数の上限は30頭</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室</p>
22. 比婆牛素牛導入 助成事業	<p>【概要】 家畜市場等から比婆牛素牛を導入するための経費を助成</p> <p>【対象者】 市内肥育農家及び JA庄原肥育センター</p> <p>【対象要件】 ①家畜市場等から導入した比婆牛素牛 ②15月齢以内の比婆牛素牛(去勢牛・未経産牛)が対象 ③出荷は23月齢以上まで肥育した後、市が認めた県内のと畜場に出荷すること。</p>	<p>1頭につき 農家(法人を含む) 10万円以内 JA庄原肥育センター 5万円以内</p>	
23. 比婆牛素牛自家 保留助成事業	<p>【概要】 比婆牛素牛の自家保留に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 市内農家等</p> <p>【対象要件】 ①自らが生産した比婆牛素牛を自家保留すること。 ②出荷は23月齢以上まで肥育した後、市が認めた県内のと畜場に出荷すること。</p>	<p>1頭につき 4万円以内</p>	
24. 家畜飼養施設増 改築等支援事業 補助金	<p>【概要】 飼養規模拡大及び飼養形態改善のため、個人等で実施する畜舎及び堆肥舎の新築及び増改築、既存施設の取得のために必要な経費を補助</p> <p>【対象者】 和牛、乳用牛、豚飼養農家及び農業法人</p>	<p>対象経費の1/4以内 【補助対象経費限度額】 ①畜舎新築 上限額 500万円 ②畜舎増改築 上限額 200万円 下限額 50万円 ③堆肥舎新築 上限額 300万円 ④堆肥舎増改築 上限額 100万円 下限額 30万円 ⑤既設施設取得 上限額 500万円</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
25. 乳用牛受精卵導入事業補助金	<p>【概要】 乳牛への和牛優良受精卵の移植に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p>	<p>対象経費の 1/3 以内</p> <p>【補助金上限額】 8,500 円/回 同一牛は年 2 回以内</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室</p>
26. 乳用牛群検定事業補助金	<p>【概要】 広島県酪農業協同組合に委託して行う乳用牛群検定に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p>	<p>対象経費の 2/10 以内</p>	
27. 乳用牛ヘルパー利用促進事業補助金	<p>【概要】 広島県酪農業協同組合が行う酪農ヘルパー事業の利用に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p>	<p>対象経費の 1/15 以内</p>	
28. 乳用牛増頭推進事業補助金	<p>【概要】 乳用牛の増頭及び高能力牛への更新のための乳用牛の導入又は自家保留に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p> <p>【対象要件等】</p> <p>①新規を含む酪農家で、5年以上継続した乳用牛飼養が確実であること。 ②乳用牛群検定事業を実施していること。 ③導入は、広島県酪農業協同組合が実施する事業による酪農協有牛であること。</p>	<p>導入増頭 7 万円以内/頭 更新導入 3 万 5 千円以内/頭 自家保留 1 万円以内/頭</p>	
29. 豚防疫対策事業助成金	<p>【概要】 豚の伝染病の予防接種等に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 養豚農家</p>	<p>対象経費の 1/3 以内</p>	
30. 種豚確保対策事業補助金	<p>【概要】 自家利用する繁殖用種豚(雌雄)を生産するための純粋種精液の利用に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 養豚農家</p>	<p>純粋種精液 1 セット当たり 1 万円以内</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
31. 堆肥利用促進事業補助金	<p>【概要】 農地の土づくりを推進するために購入する堆肥の経費に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 年間 10 t 以上購入し、農産物生産に使用している農業者又は農業者で組織する団体</p> <p>【対象要件等】 ①市内の農業者、農業者が組織する団体、地域農業集団、農業生産法人、第 3 セクター又は農業協同組合によって生産されていること。 ②生産者が、肥料取締法第 22 条第 1 項の特殊肥料生産業者届出及び同法第 23 条第 1 項の肥料販売業務開始届出をし、その写しを市長へ提出していること。</p>	<p>バラ売り堆肥：購入経費の 1/3 以内又は 1 t 当たり 850 円のいずれか低い額以内</p> <p>袋詰め堆肥：購入経費の 1/3 以内又は 1 袋当たり 42 円のいずれか低い額以内</p> <p>【補助金上限額】 年間交付額 50 万円を上限</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室</p>

(3) 林業振興に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
32. 鳥獣被害防止総合対策交付金事業（ハード）	<p>【概要】 野生鳥獣による農作物被害を未然に防止するため、地域ぐるみで行う鳥獣被害防止に対し、防除柵（フェンス資材）を貸与</p> <p>【事業主体】 庄原市有害鳥獣対策協議会</p> <p>【集落等への貸与基準・要件】 ①市内の3戸以上の販売農家を含む団体（個人は対象外） ②貸与資材を集落等で有効かつ自力施工・管理できること。 ③設置距離が1km以上 ④事前要望（前年度）の必要あり。</p>	防除柵（フェンス資材）の貸与は無償	庄原市有害鳥獣対策協議会 事務局：林業振興課 (電話) 0824-73-1124 または 各支所担当室
33. 鳥獣被害対策実施隊免許費用助成	<p>【概要】 狩猟免許新規取得及び免許更新に要する経費を助成</p> <p>【対象者】 新規に狩猟免許を取得し、鳥獣捕獲業務に協力できる方</p>	対象経費の3/4以内	企画振興部 林業振興課 (電話) 0824-73-1124 または 各支所担当室
34. 有害鳥獣防除事業補助金	<p>【概要】 有害鳥獣から農作物被害を防護するため、電気柵・トタン等の資材または、捕獲柵の購入経費に対して補助</p> <p>【対象者】 個人、団体等</p> <p>【補助要件等】 ①防除柵設置事業 電気柵、トタン、ネット、フェンスの資材購入費 ②捕獲柵設置事業 囲いわな、箱わなの購入費</p>	<p>①防除柵設置事業 資材購入費の1/2以内 【補助金上限額】 6万円 (経営面積が2.6ha以上の大規模農家の場合12万円を限度)</p> <p>②捕獲柵設置事業 捕獲柵購入費の1/2以内 【補助金上限額】 8万円</p>	
35. 再造林支援補助金	<p>【概要】 循環型の林業経営を支援するため、針葉樹等の再造林に対し補助</p> <p>【対象者】 森林組合、森林所有者</p> <p>【補助用要件等】 広島県林業関係事業補助金（造林補助金）の規定に基づく県補助事業として市内において実施する再造林事業</p>	広島県の補助金額（県費補助金）の1/2	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
36. 森林整備地域活動支援交付金	<p>【概要】 森林の有する多面的機能の発揮を目的として、適切な森林整備を行うための施業集約化を行う者に交付金を交付</p> <p>【対象者】 森林整備地域活動実施協定を市長と締結し 地域活動を行う者（森林所有者、森林組合等）</p> <p>【補助要件等】 対象となる森林の施業の集約化を行い、交付金事業実施年度の翌年度までに森林経営計画を作成すること。</p>	定額補助	企画振興部 林業振興課 （電話） 0824-73-1124 または 各支所担当室
37. 環境貢献林補助金	<p>【概要】 手入れが十分にされていない人工林（スギ・ヒノキ）の整備を行い、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や被害木の伐倒整理に対して補助</p> <p>【対象者】 森林所有者・森林組合等</p> <p>【対象要件等】 ①過去 15 年間に手入れがされていない人工林 ②山腹傾斜 30 度以上かつ保全対象からの距離が 250m 未満の人工林 ③間伐：所有者負担金として 1 ha 当たり 1 万円 ※森林整備に関する 20 年間の協定を市と締結する。</p>	定額補助	
38. 里山林等補助金	<p>【概要】 手入れが十分にされていない里山林で、土砂災害防止や鳥獣害防止等を目的にした整備や、住民団体が里山林等の保全活用のため自らが企画・立案・取組に対しての支援、森林・林業体験活動に対して補助</p> <p>【対象者】 森林組合・住民団体等</p> <p>【対象要件等】 ※20 年間の維持管理の協定を市と締結する。</p>	対象経費の 10/10 以内	

(4) 道路(市道・農道・林道)・農林施設(農地、ため池など)等に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
39. 農林道補修補助金	<p>【概要】 農林道の補修に補助</p> <p>【対象要件等】</p> <p>①1世帯以上が、唯一の生活用道路として使用している路線</p> <p>②おおむね幅員が1.8m以上、延長が100m以上の路線</p> <p>③施工は、砕石を基本とし、30m当たり1立方メートル以内とする。</p> <p>④国、県が管理するものを除く</p>	事業に必要な砕石の購入費	環境建設部 建設課 (電話) 0824-73-1150 または 各支所担当室
40. 農林施設整備事業補助金	<p>【概要】 農林施設の改修・改良工事又は災害復旧工事に対して補助</p> <p>(1) 改修・改良工事等の採択基準 単独県費補助事業に採択されない次の工事で、かつ工事費10万円以上のもの。</p> <p>①農道又は林道(橋梁を含む)の改修・改良及び舗装工事</p> <p>②治山のための土留等工事</p> <p>③ため池の用途廃止の為の工事</p> <p>④かんがい排水施設の改修工事</p> <p>⑤農地及び畦畔の改修改良工事</p> <p>(2) 災害復旧工事の採択基準 国庫補助災害復旧事業に採択されない次の工事で、かつ市へ災害による被災報告をしている工事費10万円以上40万円未満のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地災害復旧工事(異常な天然現象により発生した災害) ・農林施設災害復旧工事(異常な天然現象により発生した災害で、かつ受益者が2戸以上) 	<p>(1) 対象経費の25%</p> <p>(2) 農林施設災害復旧工事は62.5%</p> <p>【補助金上限額】 37万5千円</p>	
41. 農林道路線草刈作業実施活動助成金	<p>【概要】 市が管理する農林道の草刈り作業に交付金を交付</p> <p>【対象者】 自治振興区、自治振興区を構成する地域</p>	<p>1m当たり10円</p> <p>1路線当たり年1回限り</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
42. 生活道整備補助金	<p>【概要】 生活道の整備に対して補助</p> <p>【対象者】 生活道の所有者又は利用者</p> <p>【対象要件】 ① 1戸以上が日常生活で通行道路として利用している国道・県道・市道以外の道路 ② 幅員が1.8m以上（拡幅が困難で、不特定多数の通行があるなど特に公共性及び公益性が高い場合については、0.9m以上）、かつ延長が1路線10m以上 ③ 補助対象経費は、新設工事・改築工事・修繕工事費</p>	<p>対象経費の40%</p> <p>【補助金上限額】 64万円</p>	<p>環境建設部 建設課 (電話) 0824-73-1150 または 各支所担当室</p>
43. 道路草刈り作業実施交付金	<p>【概要】 市が管理する道路の草刈り作業に対して交付</p> <p>【対象者】 地域団体</p>	<p>1m当たり10円 1路線当たり年1回限り</p>	

(5) まちなか活性化、商工振興に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>44. まちなか活性化補助金 (空き店舗等活用創業支援事業)</p>	<p>【概要】 空き店舗等を活用し、新たに創業する場合、借上料と改装費に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 新たに創業しようとする団体または個人</p> <p>【対象の業種】 ①卸売業、小売業 ②宿泊業、飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業 ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業 ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p> <p>【対象地域】 各地域の中心となるエリア</p> <p>【募集期間等】 ①借上料 事業開始後1年以内(随時受付) ②改装費 令和2年5月29日まで</p>	<p>①借上料 対象経費の2/5以内 【補助金上限額】 月額3万4千円 補助期間 2年</p> <p>②改装費 対象経費の1/4以内 【補助金上限額】 42万5千円 補助回数 1回限り</p>	<p>企画振興部 商工観光課 (電話) 0824-73-1178 または 各支所担当室</p>
<p>45. まちなか活性化補助金 (まちなかイベント事業)</p>	<p>【概要】 まちなかを活性化しようとするイベントの事業費に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 継続的にまちなかを活性化しようとする団体または個人</p> <p>【補助対象経費】 ①報償費 ②旅費 ③消耗品費 ④印刷製本費 ⑤役務費 ⑥使用料 ⑦賃借料 ⑧その他市長が必要と認めたもの</p> <p>【対象地域】 各地域の中心となるエリア</p> <p>【申請期限】 イベントを実施する日の1ヶ月前まで(随時受付)</p>	<p>対象経費の2/5以内 【補助金上限額】 34万円</p> <p>補助回数 各年度1回限り、3回を限度</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>46. まちなか活性化補助金 (店舗改装支援事業)</p>	<p>【概要】 まちなかを活性化するために、老朽化した現在の店舗を改装する場合、その改装費に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 店舗を改装しようとする対象業種の事業者</p> <p>【対象の業種】 ①卸売業、小売業 ②宿泊業、飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業 ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業 ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p> <p>【対象地区】 各地域の中心となるエリア</p> <p>【募集期間等】 令和2年5月29日まで</p>	<p>対象経費の1/4以内 【補助金上限額】 42万5千円</p> <p>補助回数 1回限り</p>	<p>企画振興部 商工観光課 (電話) 0824-73-1178 または 各支所担当室</p>
<p>47. 最寄り買い店舗改装支援事業補助金</p>	<p>【概要】 日常生活に必要な商品の販売及びサービスを提供している店舗の改装費に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 日常生活に必要な商品の販売及びサービスを提供している店舗を営んでいるもの (店舗の面積が200平方メートル未満のものに限る。)</p> <p>【対象の業種】 ①小売業 ②飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業 ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業 ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p> <p>【対象地域】 まちなか活性化補助金の対象エリア外の地域</p> <p>【募集期間等】 令和2年5月29日まで</p>	<p>対象経費の2/5以内 【補助金上限額】 42万5千円</p> <p>補助回数 1回限り</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>48. 中小企業振興事業助成金</p>	<p>【概要】 中小企業者及び中小企業団体が 行う次の事業へ助成</p> <p>【助成区分】</p> <p>①特定共同施設 助成対象は、同時に10台以上 駐車できる規模の、営利を目的 としない駐車場（＝特定共同 施設）を、中小企業団体が商店 街に設置する場合。 ※商店街のおおむね100m以内 に設置すること</p> <p>②設備投資 助成対象は、1年（1/1～ 12/31）の間に設備投資（新設 及び増設）した機械、装置、建 物、土地の投下固定資産（課税 標準額ベース）の額が3,000万 以上10億円以下の場合。</p> <p>③工場移設 助成対象は、都市計画区域内 で、工場導入が適当と認められ る地域（工業団地等）に、製造 業又は製造・加工業に類する事 業を営む工場を移設する場合。</p> <p>④雇用拡大 助成対象は、健康保険法に規 定する健康保険に加入する新規 雇用者が5人以上増加し、その うち半数以上が市内に住所を有 していること。 ただし中小企業者のうち、小 規模企業者については、1人以 上の拡大から対象とし、住所要 件も問わない。 新規雇用を開始する事業年度 の初日（個人にあつては4/1） の1ヶ月前までに、申請するこ と。</p>	<p>①特定共同施設 特定共同施設設置にかかる事 業費×1/2 【助成限度額】 3,000万円</p> <p>②設備投資 固定資産税相当額×乗率 1年目 100/100 2年目 70/100 3年目 50/100 【助成限度額】 1,400万円（1年につき） ※土地については、取得の翌日 から1年以内に建設着手し たものに限る。</p> <p>③工場移設 移設後の工場にかかる固定資 産税相当額×乗率 1年目 100/100 2年目 70/100 3年目 50/100 【助成限度額】 500万円（3年総額）</p> <p>④雇用拡大 ア. 新規雇用4人以下の場合 新規雇用者数×5万円 イ. 新規雇用30人以下の場合 新規雇用者数×10万円 ウ. 新規雇用30人を超える場合 30人×10万円+30人を超える 新規雇用者数×15万円 ※アは小規模事業者のみ対象 【助成限度額】 500万円</p> <p>詳しくは、お問い合わせくださ い。</p>	<p>企画振興部 商工観光課 （電話） 0824-73-1178 または 各支所担当室</p>

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
49. 企業立地助成金	<p>【概要】 工場等を新設又は増設に、助成金の交付</p> <p>(1) 土地取得助成 ①工業団地の用地取得者 ②用地取得後 3 年以内に操業開始</p> <p>(2) 固定資産助成 新規雇用助成 ①工場の建築面積 500 m²以上 ②新規雇用 5 人以上 ※うち市内居住者半数以上 ③指定後 3 年以内に操業開始</p>	<p>(1) 土地取得助成 土地売買契約金額×25/100 以内 【助成金上限額】 1 億円</p> <p>(2) 固定資産助成 投下固定資産（土地を除く）の課税標準額×10/100 新規雇用助成 新規雇用 30 人まで…新規雇用者×15 万円 30 人を超える部分…新規雇用者数×10 万円 【助成金上限額】 5,000 万円</p>	<p>企画振興部 商工観光課 (電話) 0824-73-1178 または 各支所担当室</p>
50. 創業サポート補助金	<p>【概要】 市内での創業及び第二創業を拡大させ、市内経済の活性化を図るため、創業にかかる店舗等の設置、借上、市場調査に係る費用に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 新たに創業しようとする個人、団体のうち、次のいずれかに該当するもの ①中小企業基本法に規定する中小企業者で、市内に本店を有する法人又は個人事業主として市内に住所を有し主たる事業所を市内に置くもの ②市内に住所を有する者で、産業競争力強化法の規定による特定創業支援事業を受け、市区町村から証明書を発行されたもの</p> <p>【対象の業種】 ①卸売業、小売業 ②宿泊業、飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業 ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業 ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p> <p>【募集期間等】 令和 2 年 7 月 31 日まで</p>	<p>①店舗等設置費 対象経費の 1/3 以内 【補助金上限額】 改装のみ 100 万円、取得又は新設 200 万円</p> <p>②店舗等借上費 対象経費の 1/2 以内 【補助金上限額】 月額 4 万円 補助期間 2 年</p> <p>③市場調査費 対象経費の 1/3 以内 【補助金上限額】 50 万円</p>	

(6) 住まい・環境・衛生に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先								
51. 住宅リフォーム支援事業補助金	<p>【概要】 市内住宅リフォーム事業者の受注機会を増やすため、住宅リフォーム経費に対して補助金を交付</p> <p>【対象者】 住宅の所有者</p> <p>【対象要件等】 建物の修繕工事、建物の利便性を向上させる工事および建物の寿命を延ばす工事</p> <p>詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>対象経費の1/10以内 【補助金上限額】 10万円</p>	<p>環境建設部 都市整備課 (電話) 0824-73-1172 または 各支所担当室</p>								
52. 庄原市街道東城路周辺街並み景観保全事業補助金	<p>【概要】 歴史的な建物及び景観を数多く有する街道東城路周辺区域において、歴史的な街並みに調和した建物等の修復又は修景に対して補助金を交付</p> <p>【対象者】 補助対象区域内の道路に面した修復等に係る建物等の所有者又は使用者</p> <p>【対象事業】 街道東城路周辺の補助対象区域内に所在する一般国道、県道又は市道（以下「道路」という。）に面した建物等の道路から見える外観部分について歴史的な街並みに調和した修復又は修景等で、経費が5万円以上の対象事業・経費一覧に定めるもの</p> <p>【対象要件等】 建物等の使用者が申請を行う場合は、所有者の修復等への同意を得たもの</p>	<p>対象経費の1/2以内 【補助金上限額】 50万円</p>	<p>環境建設部 都市整備課 (電話) 0824-73-1115 または 東城支所 産業建設室 (電話) 08477-2-5141</p>								
53. 地域木材住宅建築普及奨励金	<p>【概要】 地域材を使用した住宅の新築または改修に奨励金を交付</p> <p>【対象者】 個人</p> <p>【補助要件等】 ①木造住宅であること。 ②主要構造部材等に地域材を使用すること。 ③建築基準法に基づく建築確認または建築工事の届出がなされていること。 ④年度内までに主要構造部材等の施工が完了し、現地確認が出来ること。</p>	<p>地域材の使用量</p> <table border="0"> <tr> <td>2 m³以上 5 m³未満の場合</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>5 m³以上 10 m³未満の場合</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>10 m³以上 20 m³未満の場合</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>20 m³以上</td> <td>60万円</td> </tr> </table>	2 m ³ 以上 5 m ³ 未満の場合	10万円	5 m ³ 以上 10 m ³ 未満の場合	20万円	10 m ³ 以上 20 m ³ 未満の場合	40万円	20 m ³ 以上	60万円	<p>企画振興部 林業振興課 (電話) 0824-73-1124 または 各支所担当室</p>
2 m ³ 以上 5 m ³ 未満の場合	10万円										
5 m ³ 以上 10 m ³ 未満の場合	20万円										
10 m ³ 以上 20 m ³ 未満の場合	40万円										
20 m ³ 以上	60万円										

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
54. 生ごみ処理機器購入補助金	<p>【概要】 生ごみ処理機器を購入、設置した方に補助金を交付</p> <p>【対象者】 個人</p>	<p>購入金額の1/2</p> <p>【補助金上限額】 2万円 ただし、令和4年度以降は1万6千円</p>	<p>環境建設部 環境政策課 (電話) 0824-72-1398 または 各支所担当室</p>
55. 地域ごみ集積所設置補助金	<p>【概要】 新たにごみ集積所を整備する地域に補助金を交付</p> <p>【対象者】 地域（ごみ集積所を適切に維持管理できる自治会等の地域団体）</p>	<p>直接経費の1/2</p> <p>【補助金上限額】 4万円</p>	<p>各支所担当室</p>
56. 浄化槽設置整備事業補助金	<p>【概要】 市町村設置型浄化槽の設置ができない場合に補助金を交付</p> <p>【対象要件等】 公共下水道、農業集落排水区域を除く区域の住宅が対象 市町村設置型浄化槽整備事業で設置できない場合にのみ対象</p>	<p>5人槽 35万2千円 7人槽 44万1千円 10人槽 58万8千円</p> <p>※10人槽を超える場合は、10人槽の補助金を交付 ※既設単独槽を撤去し、新たに合併浄化槽を設置する場合は、上記補助金額に9万円を加算</p>	<p>環境建設部 下水道課 (電話) 0824-73-1175 または 各支所担当室</p>
57. 早期水洗化補助金（公共下水道）	<p>【概要】 家庭の水洗便所改造並びに排水設備工事（新築は対象外）に係る費用の一部を補助</p> <p>【対象要件等】 東城町の公共下水道のみが対象 供用開始から1年以内に工事が完了した場合のみ対象 ※生活扶助世帯水洗化補助金の交付を受けた者は該当しない。</p>	<p>5万円</p>	<p>東城支所 産業建設室 (電話) 08477-2-5141</p>
58. 生活扶助世帯水洗化補助金（公共下水・農集集落排水）	<p>【概要】 生活扶助世帯の方に対して、水洗便所改造並びに排水設備工事に係る費用を補助</p> <p>【対象要件等】 公共下水道・農業集落排水で、供用開始から3年以内のものが対象</p>	<p>改造工事に要する経費として市長が認定する額</p>	<p>環境建設部 下水道課 (電話) 0824-73-1175 または 各支所担当室</p>

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
59. 飲料水供給施設整備費補助金	<p>【概要】 飲料水が不足する地域で、水源を整備する方に補助金を交付</p> <p>【対象者】 個人、団体(集会施設を設置する自治会等の組織)</p> <p>【対象要件等】 ①掘削に係る経費が対象(給水ポンプ、配水管および送水管、貯水槽、滅菌器等は除く) ②整備箇所が水道事業計画給水区域内の給水可能区域以外であること。 ③一日当たり 300ℓ 以上の水量が確保でき、水質が公的機関の行う飲適検査に適合すること。</p>	<p>補助対象経費の 1/2</p> <p>【補助対象経費の上限額】 80 万円(2 戸以上共同で申請される場合は、1 戸につき 72 万円)</p>	<p>環境建設部 環境政策課 (電話) 0824-72-1398 または 各支所担当室</p>
60. 建築物吹付けアスベスト除去工事等補助金	<p>【概要】 アスベストの分析調査および除去工事等の費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 補助対象建築物の所有者等</p> <p>【対象要件等】 多数の者が利用する民間建築物の共用部分や付属する機械室等(戸建の個人住宅は対象外)</p>	<p>分析調査 費用の全額</p> <p>【補助金上限額】 25 万円</p> <p>除去工事等 費用の 2/3 以内</p> <p>【補助金上限額】 250 万円</p>	<p>環境建設部 都市整備課 (電話) 0824-73-1151 または 各支所担当室</p>
61. 木造住宅耐震改修促進事業補助金	<p>【概要】 木造住宅・建築物の「耐震診断」「耐震改修工事」に係る費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 住宅の所有者または入居者</p> <p>【対象要件等】 詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>耐震診断 費用の 2/3 以内</p> <p>【補助金上限額】 4 万円</p> <p>耐震改修工事 費用の 1/3 以内</p> <p>【補助金上限額】 40 万円</p>	
62. 老朽危険建築物除却促進事業補助金	<p>【概要】 近隣や道路に被害を与える恐れのある老朽化した危険な空き家の除却工事に係る費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 対象建築物の所有者または相続人、対象建築物がある土地の所有者または相続人</p> <p>【対象要件等】 現在、使用されていない住宅で、市が老朽危険建築物と認めたもの 詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>対象経費の 1/3 以内</p> <p>【補助金上限額】 30 万円</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>63. 建築物土砂災害対策改修促進事業補助金</p>	<p>【概要】 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の所有者が行う外壁などの改修や塀などの設置工事に係る費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 特別警戒区域に指定される以前からその区域に立地する住宅および居室を有する建築物の所有者</p> <p>【対象要件等】 詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>対象経費の23%以内 【補助金上限額】 75万9千円</p>	<p>環境建設部 都市整備課 (電話) 0824-73-1151 または 各支所担当室</p>
<p>64. ブロック塀等安全確保事業補助金</p>	<p>【概要】 地震により倒壊の恐れのあるブロック塀等の除却・建替工事に係る費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 対象ブロック塀等の所有者または管理者</p> <p>【対象要件等】 道路等に面し、道路面からの高さが0.8m以上で倒壊の恐れがあると認められるもの 詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>除却工事 費用の2/3以内 【補助金上限額】 15万円</p> <p>建替工事 費用の2/3以内 【補助金上限額】 30万円</p>	<p>環境建設部 都市整備課 (電話) 0824-73-1151 または 各支所担当室</p>

(7) 新たな定住促進に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>65. 転入定住者住宅取得及び改修補助金</p>	<p>【概要】 居住を目的に住宅の新築、購入、改修をしようとする、転入定住者に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 永住の意思をもって本市に転入した方および転入しようとする方</p> <p>【新築の対象物件】 新たに本市域内に建築する住宅</p> <p>【購入の対象物件】 二親等以内の方が所有する物件は除く。</p> <p>【改修の対象物件】 本人若しくは二親等以内の方が所有する物件で、改修費が50万円以上のもの。なお、新築（建売を含む）との併用は除く。</p>	<p>新築・新規購入 対象経費の10% 【補助金上限額】 100万円</p> <p>改修 対象経費の20% 【補助金上限額】 50万円</p> <p>補助加算 子育て世帯 18歳未満1人 5万円 18歳未満2人以上 10万円</p>	<p>企画振興部 自治定住課 (電話) 0824-73-1257 または 各支所担当室</p>

(8) 暮らしの安心・安全に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
66. 市民タクシー事業補助金	<p>【概要】 自治振興区が事業主体となり、タクシーを運行する経費に対して補助</p>	<p>① タクシー料金の 3/5 を限度として補助 ② 1 往復につき 500 円 ② 事務経費 2 万円 (定額) ③ 事業初年度 1 万円 (定額)</p>	<p>生活福祉部 市民生活課 (電話) 0824-73-1154 または 各支所担当室</p>
67. 芸備線利用助成金	<p>【概要】 市内芸備線の利用団体に対し、乗車運賃を助成し、芸備線の利用促進を図る。 【助成対象団体】 市内に住所を有する者を含む 5 人以上の団体とする。 【助成対象区間】 ① 市内の駅から新見駅までの芸備線の区間 ② 市内の駅から三次駅までの芸備線の区間 ③ 市内の芸備線の駅から木次駅までの区間 (備後落合駅を経由する場合に限る。)</p>	<p>【助成対象経費】 同一日に市内の駅を出発駅とする片道又は往復乗車に要した普通旅客運賃 【助成金額】 助成対象経費の 3 分の 2 の額 (上限 3 万円)</p>	<p>各支所担当室</p>
68. チャイルドシート購入助成金	<p>【概要】 チャイルドシートを購入した保護者に助成金を交付 ・同一の乳幼児につき 1 回限り</p>	<p>購入額の 1/3 【補助金上限額】 5,000 円</p>	<p>生活福祉部 児童福祉課 (電話) 0824-73-0051 または 各支所担当室</p>
69. LED防犯灯設置補助金	<p>【概要】 LEDの照明器具を新規設置する住民自治組織に対して補助</p>	<p>1 基当たり 2/3 【補助金上限額】 4 万 2 千円</p>	<p>総務部 危機管理課 (電話) 0824-73-1206 または 各支所担当室</p>
70. 消防施設整備補助金	<p>【概要】 次の消防施設を整備する自治振興区又は地元消防団後援会に補助金を交付 ① 防火水槽 ② 小型動力ポンプ格納庫 ③ 小型動力ポンプ積載車格納庫 ④ ホース乾燥柱</p>	<p>① 防火水槽 (容量 20 m³以上) 新設 1 基当たり 34 万円 改修 1 基当たり 13 万 6 千円 ② 小型動力ポンプ格納庫 新築または増改築 1 棟当たり 20 万 4 千円 改修 1 棟当たり 1/3 【補助金上限額】 20 万 4 千円 ③ 小型動力ポンプ積載車格納庫 新築または増改築 1 棟当たり 68 万円 改修 1 棟当たり 1/3 【補助金上限額】 20 万 4 千円 ④ ホース乾燥柱 新設 1 基当たり 6 万 8 千円 改修 1 基当たり 3 万 4 千円</p>	<p>各支所担当室</p>

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
71. 自主防災組織活動補助金	<p>【概要】 自主防災組織が定める防災計画に基づく次の防災活動に対し補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域防災活動事業 ②防災資機材整備事業 	<p>対象経費の4/5以内</p> <p>【補助金上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 事業当たり 300 万円 2 事業（活動、整備）を実施の場合も 300 万円 <p>各事業につき毎年度 1 回限り</p>	

(9) 保健・福祉・医療に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
72. 介護職員研修受講費補助金	<p>【概要】 庄原市内の介護事業所等に就労している者等の研修の受講費用「介護職員初任者研修」及び「介護職員実務者研修」について、補助金を交付し、介護人材の確保、質の向上及び定着を図る。</p> <p>【対象者】 次の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員初任者研修または介護職員実務者研修を修了した者 ・ 研修修了時点で、既に市内の介護事業所等で介護職員として就労しており、その後、就労期間が3ヵ月を経過し、補助金交付申請時に引き続き就労している者、または、上記研修終了後、6ヵ月以内に介護職員として市内の介護事業所等で就労を開始した後、継続して3ヵ月以上就労し、補助金交付申請時に引き続き就労している者 ・ 申請時に市内に住所を有している者 ・ 介護事業所等に直接雇用され、就労されている者 ・ 本人及び同一世帯員が市税及びこれらに附帯する延滞金を滞納していない者 	<p>研修に係る受講費用の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）</p> <p>ただし介護職員初任者研修費用については、3万円を上限とし、介護職員実務者研修受講費用については、5万円を上限とする。</p>	<p>生活福祉部 高齢者福祉課 (電話) 0824-73-1165 または 各支所担当室</p>
73. 地域デイホーム活動支援事業補助金	<p>【概要】 地域内の高齢者を対象に、生活相談や健康チェック・レクリエーション、食事交流などの介護予防に取り組まれる「地域デイホーム事業」に対して、その経費の一部を助成する。</p> <p>【対象事業など】</p> <p>(1) 助成対象 自治振興区などの公共的団体</p> <p>(2) 対象となる取組み内容 次のことを基本とした、昼食をはさみ5時間程度行われるもの ①情報交換・生活相談、②健康確認、③介護予防レクリエーション、④食事、⑤交流</p> <p>(3) デイホーム参加対象者 在宅の高齢者で、概ね70歳以上の方</p> <p>(4) デイホームの実施規模 10人を標準とし、5人以上概ね30人まで</p> <p>(5) 助成対象経費 ①事業の運営に必要な経費、②小地域での活動助成との重複は不可</p>	<p>運営助成 基本助成と参加人数割助成の2種類で、その額は次に定める額以内とする。</p> <p>①基本助成 4,000円</p> <p>②参加人数割助成 400円（1人・1回当たり）</p> <p>準備助成 新規開設会場1箇所あたり 30,000円（1回限り）</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
74. 出産祝金	<p>【概要】 誕生した子どもたちを祝福し、その健やかな育成を願うため祝金を支給</p> <p>【対象要件等】 ①新生児が出生した日に、保護者が1年以上引き続き庄原市の住民基本台帳に記録され、かつ市内に生活の本拠を有すること。(この期間が1年未満の場合は1年が経過した日をもって、この要件に該当) ②出生児が出生した日と、庄原市の住民となった日が同一であること。 ③祝金を受けとったのち、さらに1年以上市内に住所を有す意思があること。</p>	<p>第1子 10万円 第2子 10万円 第3子以降 25万円</p>	<p>生活福祉部 児童福祉課 (電話) 0824-73-0051 または 各支所担当室</p>
75. 自立支援教育訓練給付金	<p>【概要】 母子家庭の母、父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図るため、受講した教育訓練に要した費用の一部に対し給付金を支給</p> <p>【対象者】 ①児童扶養手当の受給者または、これと同様の所得水準にある方 ②就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況等から適職に就くために教育訓練が必要であると認められる方</p> <p>【対象講座】 ①雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 ②就業に結びつく可能性の高い講座として厚生労働省が定める講座等</p>	<p>①雇用保険法の規定による教育訓練給付金の受給資格がない方 対象教育訓練の受講費用の60% 【支給上限額】 20万円(修学年数に20万円を乗じた額が受講費用の60%を超える場合は、上限80万円) ②雇用保険法の規定による教育訓練給付金の受給資格がある方 ①で支給される額から雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額</p>	<p>生活福祉部 児童福祉課 (電話) 0824-73-1192 または 各支所担当室</p>
76. 高等技能訓練促進費事業補助金	<p>【概要】 母子家庭の母、父子家庭の父が、資格取得するため修業することに対し、生活の負担軽減を図るため、給付金を支給</p> <p>【対象者】 児童扶養手当受給者または、児童扶養手当の当該年度における所得制限限度額の範囲内の方</p> <p>【対象要件】 1年以上のカリキュラムを修業し、資格所得が見込まれること。</p> <p>【対象資格】 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 など</p> <p>【対象期間】 原則修業の全期間(上限3年、給付金の支給を受け准看護師から引き続き看護師資格を取得する場合に限り上限通算3年)</p>	<p>促進費 市民税非課税世帯 10万円 課税世帯 7万5千円 ※修業期間の最後1年間に ついては月額4万円加算</p> <p>修了一時金 市民税非課税世帯 5万円 課税世帯 2万5千円</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
77. 敬老会事業補助金	<p>【概要】 各地域において実施されている敬老会事業の主催団体に対して補助</p>	12月末現在において75歳以上の高齢者数に1人当たり1,220円を乗じた額	生活福祉部 高齢者福祉課 (電話) 0824-73-1165
78. 高齢者世帯雪下ろし支援制度補助金	<p>【概要】 住宅の雪下ろしや下ろした雪の除去又は軒下の雪の除去に要した経費の一部を助成</p> <p>【対象者】 75歳以上の方のみで構成する市民税非課税世帯</p> <p>ただし、上記世帯に、身体障害者手帳(1級～4級)所持者、療育手帳(Ⓐ～Ⓑ)所持者、精神障害者保健福祉手帳(1級・2級)所持者、15歳未満の児童(当該児童の父母と同居していない場合に限る)の、いずれかの者が同居している世帯も対象とする。</p>	<p>作業経費の1/3</p> <p>【助成金上限額】 3万7千円</p>	または 各支所担当室
79. じん臓障害者通院助成金	<p>【概要】 医療機関において、通院により血液透析治療を行う在宅のじん臓機能障害者の経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【対象者】 血液透析治療の通院をしている在宅のじん臓機能障害者(市内に住所を有する)。</p>	<p>次のいずれかにより、通院にかかる費用を助成</p> <p>①一枚300円の福祉タクシー券を交付 (年間[4月～翌年3月]240枚) ※年度途中で血液透析を開始された方等も対象とする。</p> <p>②自宅の最寄停留所から医療機関の最寄停留所までの公共交通機関の半額相当額を助成</p>	生活福祉部 社会福祉課 (電話) 0824-73-1210 または 各支所担当室
80. 不妊治療費補助金	<p>【概要】 医療保険対象外の特定不妊治療を行う方に対して補助</p> <p>【対象者】 次のすべてに当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所がある方 ・法律上の婚姻をしている方 ・広島県不妊治療支援事業の助成を受けた方 	<p>1回の特定不妊治療に要した医療費から広島県不妊治療支援事業の助成額を差し引いた額を補助</p> <p>【補助金上限額】 特定不妊治療1回につき15万円。ただし、採卵を伴わない治療の場合は、7万5千円を上限。</p>	生活福祉部 保健医療課 (電話) 0824-73-1155 または 各支所担当室

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
81. 骨髄ドナー助成金	<p>【概要】 有給休暇を取得せず骨髄等の提供が完了した者に、助成金を交付し、休業等による経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【対象者】 骨髄バンクが行う事業による骨髄等の提供者で、次のいずれにも該当するものとする。 ①骨髄等の提供が完了した者であって当該完了日に市内に住所を有している者 ②現に就労している者で、骨髄等の提供に係る通院又は入院をした日に、有給休暇若しくは骨髄等の提供を行うための特別の休暇を取得していない者又は自営業者等のうち休業等により収入が減少するもの ③他の地方公共団体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない者</p>	<p>次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数（有給の休暇を取得した日数を除く。）に2万円を乗じて得た額とし、14万円を限度とする。</p> <p>① 健康診断のための通院 ② 自己血の採血のための通院 ③ 骨髄等の採取のための入院</p>	

(10) 教育に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
82. 小中学校入学祝金	<p>【概要】 児童・生徒が小学校、中学校及び特別支援学校（小学部、中学部）に入学する際に、庄原市入学祝金を支給</p> <p>【対象者】 4月に小・中学校又は特別支援学校（小学部、中学部）に入学する児童・生徒を養育している保護者</p>	<p>小学校入学時 1人当たり 3万円</p> <p>中学校入学時 1人当たり 3万円</p>	<p>教育委員会 教育部教育総務課 （電話） 0824-73-1182 または 各支所担当室</p>
83. 英語検定料補助金	<p>【概要】 英語検定料の一部を補助</p> <p>【対象者】 中学生の保護者</p>	<p>【補助金額】 検定料の2/3</p> <p>【対象の級】 実用英語検定3級、準2級以上</p>	<p>教育委員会 教育部教育指導課 （電話） 0824-73-1184 または 各支所担当室・各中学校</p>
84. 全国大会参加費補助金	<p>【概要】 予選会等を経て広島県代表として全国的な大会以上に出場する個人又は団体に対して補助</p> <p>【補助対象経費】 交通費、宿泊費、大会参加負担金</p>	<p>補助対象経費の1/2 【補助金上限額】12万円</p>	<p>教育委員会 教育部生涯学習課 （電話） 0824-73-1188 または 各支所担当室</p>

(11) 平成30年7月豪雨災害に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
85. 有害鳥獣防除事業補助金(災害)	<p>【概要】 平成30年7月豪雨による災害において損壊し、又は滅失等した有害鳥獣防除柵を復旧するための、電気牧柵・トタン等の資材または、捕獲柵の購入経費に対して補助</p> <p>【対象者】 個人、団体等</p> <p>【補助要件等】 防除柵設置事業 電気牧柵、トタン、ネット、フェンスの資材購入費</p>	防除柵設置事業 資材購入費の1/2以内	企画振興部 林業振興課 (電話) 0824-73-1124 または 各支所担当室
86. 農林施設整備事業補助金(災害)	<p>【概要】 平成30年7月豪雨災害で被災した農地及び農林施設に限り、災害復旧工事に対して補助</p> <p>(1) 災害復旧工事の特例による採択基準 国庫補助災害復旧事業に採択されない次の工事で、かつ市へ災害による被災報告をしている工事費3万円以上のもの。 ・農地災害復旧工事 ・農林施設災害復旧工事(受益者が2戸以上)</p> <p>(2) (1)の対象外となる農地・農林施設の災害復旧工事の採択基準 (通常の補助制度と同様) 単独県費補助事業に採択されない次の工事で、かつ市へ災害による被災報告をしている工事費10万円以上のもの。 ①農道又は林道(橋梁を含む)の改修・改良及び舗装工事 ②治山のための土留等工事 ③ため池の用途廃止の為の工事 ④かんがい排水施設の改修工事 ⑤農地及び畦畔の改修改良工事</p>	<p>(1) 対象経費の75% 【補助金上限額】 30万円</p> <p>(2) 対象経費の25% 【補助金上限額】 37万5千円</p>	環境建設部 建設課 (電話) 0824-73-1150 または 各支所担当室